

学校給食費のお支払い方法について

1. 納付書でお支払いする場合

- ・当初納付通知書を4月中旬頃に各家庭に送付いたします。
- ・納付通知書には、4月～2月までの納付書が11枚付いておりますので、学校給食費及び納付期限をご確認ください。納付書の裏面に納付方法が記載されています。
※スマートフォンによるキャッシュレス決済も可能です。公金のため、学校給食費の納付に係るポイントは付与されません。
- ※納付期限を過ぎた納付書でのお支払いは出来ません。
- ※納付期限を過ぎた場合には、豊見城市立学校給食センターで納付書を再発行いたしますので、ご連絡ください。（電話番号：098-850-4585）

2. 口座振替をご利用する場合

学校給食費（R7参考） ※小学生の場合	口座引落日
月額3,000円×11回 (4月～2月)	毎月10日（4月のみ25日） (土、日、祝日の場合は翌営業日)



・手数料は本市にて負担しております、保護者による負担はありませんので、口座振替の利用を推奨しています。

- ・口座振替をご希望の方は、各金融機関窓口またはWeb口座振替受付サービス（上記QRコードから申込できます）にてお申し込みください。
※申込日が20日以前の場合⇒翌月からの引き落とし
※申込日が21日以降の場合⇒翌々月からの引き落とし

【Web口座振替サービスの対象金融機関】

沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ゆうちょ銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫

3. 児童手当から学校給食費へ納付(充当)する制度を活用する場合

- ・4月、6月、8月、10月、12月、2月に支給される児童手当の一部を、学校給食費の支払いに充当する制度をご利用いただけます。ご希望の方は、「児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」の提出が必要になりますので、豊見城市立学校給食センターまでご連絡ください。
※豊見城市から児童手当を受給している保護者のみ利用可能となります。

4. 就学援助制度を活用する場合

- ・豊見城市教育委員会では、学校で必要な学用品代や学校給食費などの一部援助しております。令和8年度の就学援助制度の詳細内容や申請時期等については、豊見城市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

<就学援助制度に関する問い合わせ先>

豊見城市教育委員会 学校教育課（電話番号：098-850-0035）

所在地：豊見城市宜保一丁目1番地1（豊見城市役所4階）